

日本リハビリテーション連携科学学会会則

1999年3月21日制定
2002年3月10日一部改正
2008年5月17日一部改正
2011年3月13日一部改正
2016年5月1日一部改正
2024年4月23日一部改正
2025年3月16日一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、日本リハビリテーション連携科学学会と称する。

(事務局の所在地)

第2条

本会の事務局は、株式会社毎日学術フォーラム内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

本会は、リハビリテーション各分野の連携に基づく研究と実践を推進し、もって我が国におけるリハビリテーションの充実・発展に寄与するとともに、会員相互の資質の向上と交流を図ることを目的とする。

(事業)

第4条

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究大会の開催
- (2) 研究誌の発行
- (3) 会報の発行
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条

本会の会員は、正会員、学生会員、名誉会員、賛助会員とする。正会員、学生会員、賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出の上、理事会または常任理事会の承認を得るものとする。会員の権限、入退会の手続き、会費等は細則に定めるところによる。

1. 正会員は、本会の目的に賛同し、所定の手続きを経て、本会に登録された個人とする。
2. 学生会員は、本会の目的に賛同し、所定の手続きを経て、本会に登録された学生個人とする。
3. 名誉会員は、多年にわたり本会に在籍し、本会の目的および事業に寄与したと認められるものとする。
4. 賛助会員は、本会の事業に所定の財政的援助をなした個人又は団体とする。

第4章 役員、組織

(役員)

第6条

本会の運営のため、次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	2名
常任理事	9名（副理事長2名を含む）
理事	25名以内（理事長、副理事長及び常任理事を含む）
監事	2名

(理事長)

第7条

理事長は、理事会における理事の互選によって選出され、本会の会務を執行する。但し、必要な場合には、会務執行の権限の一部を、副理事長に委譲することができる。

(副理事長)

第8条

副理事長は、常任理事の中から理事長が指名する。副理事長は、理事長を補佐するとともに、その指示に基づき、理事長を代行して常任理事会を招集し、会務を執行することができる。

(常任理事)

第9条

常任理事は、理事会における理事の互選によって選出され、理事長を補佐して会務を執行する。

(理事)

第10条

理事は、正会員の互選によって選出され、理事会を構成し、会の運営に当たる。

(監事)

第11条

監事は、正会員の互選によって選出され、本会の会計及び事業を監査する。監事は理事を兼ねることができない。

(任期)

第12条

役員の任期は3年とし、再任を妨げない。但し、任期が終了するまでに後任が決定されない場合は、その期間中、引き続き在任とする。役員はすべて無給とする。

(委員会)

第13条

本会の事業を遂行するため、次の委員会を置く。各委員会の委員長は、理事がこれに当たる。

- (1) 研究推進委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 研究誌編集委員会
- (4) 会報編集委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 国際委員会

(事務局長)

第14条

事務局長は、常任理事の中から互選され、理事長の指示により本会の日常的業務を処理する。事務局には、理事会の承認を得て事務局員及び嘱託職員を置くことができる。嘱託職員は有給とすることができる。

(顧問)

第15条

本会は、理事会における理事の推薦承認により顧問を置くことができる。本人の承諾をもって顧問とする。顧問は、本会の運営上の重要事項に関する相談にあずかるものとする。顧問の任期は最大3年とする。

第5章 会議

(総会)

第16条

本会の運営に関する最高の議決機関は、正会員をもって組織する総会とする。総会は毎年最低1回、理事長が招集して開催する。

(理事会)

第17条

1. 理事会は、年1回以上理事長が招集し、会務執行に関する事項を審議する。
2. 理事会は、過半数の理事の出席をもって成立する。但し委任状によって定足数を満たすことができる。
3. 理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(常任理事会)

第18条

1. 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、理事会から委任を受けた事項、学会運営にかかる諸事項、理事会への起案事項を審議する。常任理事会は、必要に応じて理事長が招集する。
2. 常任理事会は、常任理事数の3分の2以上の出席をもって成立する。但し委任状によって定足数を満たすことができる。
3. 常任理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第6章 会計

(会計年度)

第19条

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(経費)

第20条

本会の経費は、会費、財政的支援金、協賛金、その他の収入をもって充てる。

(開示)

第 21 条

本会の年度事業計画及び収支予算、年度事業報告及び収支決算は、本会の総会及び会報を通じて、すべての会員に開示されなければならない。

第 7 章 その他

(細則)

第 22 条

本会則をさらに明確にするため、「日本リハビリテーション連携科学学会会則細則」を別に定めることができる。細則は、理事会においてこれを定める。

(会則の改正)

第 23 条

本会則の改正は、総会の決議によるものとする。